

令和 8 年第 3 回太子町議会臨時会（第521回町議会）会議録

令和 8 年 5 月 12 日

午 前 10 時 開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第 2 号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 5 承認第 3 号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 6 承認第 4 号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて)

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 承認第 2 号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
 - 5 承認第 3 号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
 - 追加日程第 1 承認第 2 号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
 - 追加日程第 2 承認第 3 号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
(福祉文教常任委員会委員長報告)
 - 6 承認第 4 号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて)
 - 追加日程第 3 議長辞職の件
 - 追加日程第 4 議長選挙
 - 追加日程第 5 副議長辞職の件
 - 追加日程第 6 副議長選挙
 - 追加日程第 7 議席の変更
 - 追加日程第 8 議長の常任委員の辞任
 - 追加日程第 9 常任委員の選任
 - 追加日程第 10 議長の議会運営委員の辞任
 - 追加日程第 11 議会運営委員の辞任
 - 追加日程第 12 議会運営委員の選任
 - 追加日程第 13 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について
- 会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	松 浦 崇 志	6 番	出 原 賢 治
7 番	森 田 哲 夫	8 番	玉 田 正 典
9 番	中 薮 清 志	10 番	藤 澤 元之介
11 番	清 原 良 典	13 番	中 島 貞 次
14 番	堀 卓 史	15 番	首 藤 佳 隆

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	田 中 秀 彦	書 記	佐々木 悟
書 記	西 村 和佳奈		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	榮 藤 雅 雄
教 育 長	糸 井 香代子	総 務 部 長	森 文 彰
生活福祉部長	藏 屋 一 彦	経 済 建 設 部 長	富 岡 泰 造
教 育 次 長	福 井 照 子	財 政 課 長	池 田 誠
税 務 課 長	中 井 義 之	町 民 課 長	村 瀬 純

議長挨拶

○議長（首藤佳隆） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

緑も深い青葉の頃となつてまいりましたが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和8年第3回太子町議会臨時会（第521回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

本日招集されました臨時会では、専決処分の承認3件の審査が予定されております。何とぞ議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重かつ迅速で的確な御審議をお願い申し上げます。誠に簡単措辞ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和8年第3回太子町議会臨時会（第521回町議会）が開会されるに当たりまして一言挨拶を申し上げます。

新緑輝く過ごしやすい季節となりましたが、議員各位におかれましては公私とも御多用の中、御健勝にて本会議に御出席いただきまして、誠に厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政の伸展に御理解、御協力を賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、本日の臨時会におきましては、専決処分をしました条例及び人事案件の承認案件3件を提出させていただいております。提出しました案件の内容につきましては後ほど説明をさせていただきますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げます。臨時町議会の開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（首藤佳隆）　ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和8年第3回太子町議会臨時会（第521回町議会）を開会します。

本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、中島貞次議員、堀卓史議員を指名します。

○議長（首藤佳隆） 日程第2、会期の決定を議題にします。

本臨時会の会期は本日 1 日にしたいと思います。御異議ありませんか。

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日１日と決定しました。

○議長（首藤佳隆） 日程第3、諸般の報告を行います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和7年度2月分及び3月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、閉会中、広報広聴委員会委員の堀卓史議員より委員を辞任したいとの申出があり、委員会条例第12条第2項の規定に基づき、議長においてこれを許可し、また委員会条例第7条第4項の規定に基づき、委員に桑名幸夫議員を議長において指名しましたので御報告します。

これで諸般の報告を終わります。

(休憩 午前10時05分)

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

– 3 –

### の一部を改正する条例の制定について)

○議長（首藤佳隆） 日程第4、承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されることに伴いまして、関係する太子町税条例を合わせて施行するため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分にて一部改正したものにつき議会の承認を求めるものであります。

改正の主な内容としましては、1つに軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う関係例規の整備。

2点目として、住宅借入金等特別税控除を引き続き適用できるようにする規定の整備。

3点目として、新築住宅等に係る固定資産税の減額措置についての手続見直しに係る整備。

4点目として、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についての対象年度の見直しに係る改正等であります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 承認第2号専決処分いたしました太子町税条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

第18条の3、第19条第2号及び第3号の改正につきましては、これまで軽自動車税は環境性能割及び種別割が併存しておりましたが、そのうち環境性能割の廃止に伴う関係規定の整備であります。

第33条につきましては、特定配当等の区分が見直されたことに伴い、町民税の総所得金額の算定から除外すべき配当の範囲を明確にするための規定の整備であります。

第80条につきましては、軽自動車税の環境性能割が廃止され、種別割のみをもって軽自動車税とする制度に改められましたことから、条例におきましても課税構造を一本化する規定の整備であります。

第81条につきましては、軽自動車税制度の改正により取得段階課税が不要になったことから、所有権留保付売買契約の場合の課税関係を簡潔にし、課税主体を所有者基準に統一するための改正であります。

第81条の3から第81条の8につきましては、環境性能割廃止に伴う規定の整備であります。

第82条、第83条、第85条、第86条につきましては、環境性能割の廃止に伴う文言整備であります。

第87条につきましては、地方税法施行規則の様式改正を受け、条例上の様式番号を現行のものに合わせるとともに、車両の取得、変更、廃車時の申告手続をより分かりやすく整備したものであります。

第88条から第91条につきましては、環境性能割廃止に伴う文言整備と項ずれに伴う規定の整備であります。

附則第7条の3、附則第7条の3の2につきましては、住宅借入金等特別税額控除を引き続き適用できるよう、規定を整備しております。

附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、その適用期限を令和12年度まで延長する改正であります。

附則第10条の2につきましては、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定の新設及び項ずれの整備であります。

附則第10条の3につきましては、新築住宅等に係る固定資産税の減額措置について、国の税制改正に伴う引用条文及び文言の整備であります。

附則第15条の2から第15条の6につきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う規定の整備であります。

附則第16条、附則第16条の2につきましては、軽自動車税におけるグリーン化特例について、国の税制改正により対象となる初回車両番号指定の期間等が更新されたことに伴う規定の整備であります。

附則第16条の3から附則第17条につきましては、他の附則規定の整理に伴い引用条文を整備するものであります。

附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、その適用期限が延長されたことから対象年度の見直しを行うものであります。

附則第18条、附則第19条、附則第20条から附則第20条の3につきましては、他の附則規定の整理に伴い所得割額の計算に関する引用条文を整備するものであります。

条例の施行期日は令和8年4月1日であります。また、改正後の条例規定が円滑に施行されるよう、新旧規定の適用について、附則第2条で固定資産税に関する経過措置を、附則第3条で軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています承認第2号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午前10時15分）

（再開 午前10時16分）

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第5 承認第3号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（首藤佳隆） 日程第5、承認第3号専決処分したものにつき承認を求めることについて

(太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 承認第3号専決処分したものにつき承認を求めることについて説明を申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律及び令和8年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律の一部が同年4月1日から施行されたことに伴いまして、関係する太子町国民健康保険税条例を合わせて施行する必要があるため、地方自治法第179条の第1項の規定によりまして、専決処分にて一部を改正したものにつき議会の承認を求めるものであります。

改正の主な内容としましては、子ども・子育て支援納付金を令和8年4月から国民健康保険税で賦課、徴収するため、子ども・子育て支援納付金関連の改正や、税制改正関連の改正として国民健康保険税の課税額に係る限度額を引き上げる改正等であります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(首藤佳隆) 副町長。

○副町長(榮藤雅雄) 承認第3号専決処分いたしました太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

今回の改正理由は主に2点あります。

1点目は、令和6年の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援金を令和8年4月から国民健康保険税で賦課、徴収するため地方税法等が改正されたことによるものであります。

もう1点は、閣議決定された税制改正大綱に基づき地方税法等が改正されたことによるものであります。

具体的に、主な改正内容につきまして申し上げます。

国が示す改正基準の内容に基づき改正をしておりますが、子ども・子育て支援納付金関連の改正として、第2条に課税額と課税限度額として3万円を、第9条の3に所得割額として0.29%を、第9条の4に均等割額として1,300円を、第9条の5に18歳以上被保険者均等割額として100円を、第9条の6に均等割額として特定世帯以外900円、特定世帯450円、特定継続世帯675円を、第21条に均等割等の7割軽減等の軽減額、未就学児の軽減額、出産被保険者の軽減額、18歳未満被保険者の均等割の減額を、附則に所得割額の算定特例に子ども・子育て支援納付金の関連条を追加しております。

もう1点の税制改正関連の改正として、国民健康保険税の課税額に係る限度額を引き上げるもので、基礎賦課額が66万円から67万円に引上げ、均等割と平等割である応益割の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を30万5,000円から31万円に引上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を56万円から57万円に引き上げるものであります。

条例の施行期日につきましては令和8年4月1日であります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長(首藤佳隆) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています承認第3号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩します。

（休憩 午前10時22分）

（再開 午後1時10分）

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

先ほど所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいております承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）の議案1件について委員会の審査報告を求めますので、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第1 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）**

○議長（首藤佳隆） 追加日程第1、承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

上程中の議案1件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 先ほど総務経済建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会審査報告書に基づいて報告いたします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、承認第2号。付託年月日、令和8年5月12日。件名、専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年5月12日火曜日午前10時23分から午前10時39分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑内容。

①わがまち特例の新設内容と、それ以外の部分の軽減割合の変更、また近隣自治体の比較状況はどうかとの質疑に、条例附則第10条の2第25項が新設された。その内容は、高齢者・障害者の

利用を前提にバリアフリー改修した公共性が高い建物で、段差の解消や手すりの設置など、利用のしやすさと安全性を上げるための改修を行った場合、2年間の期間限定で固定資産税を3分の1減免する制度である。軽減割合の変更の理由は、税負担の公平性と地方財源の確保を重視したことなどである。なお、近隣自治体も同じような軽減割合になっているとの答弁があった。

②軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、町税がどのくらい減収になるのかとの質疑に、令和7年度実績では1,974万200円であるとの答弁があった。また、減収分の財源補填はあるのかとの質疑に、国から地方特例交付金で補填されるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により承認すべきものと決した。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 以上で総務経済建設常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、承認第2号は委員長の報告のとおり承認されました。

お諮りします。

先ほど所管の福祉文教常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいております承認第3号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の議案1件について委員会の審査報告を求めますので、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第2 承認第3号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（首藤佳隆） 追加日程第2、承認第3号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

上程中の議案1件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただ

いておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長山本順久議員。

○山本順久議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会審査報告書を読み上げ報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、承認第3号。付託年月日、令和8年5月12日。件名、専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年5月12日火曜日午前10時43分から午前10時58分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①子ども・子育て支援制度の概要はとの質疑に、全ての世帯・企業から支援金を拠出いただくことになっており、国民健康保険をはじめ後期高齢者医療、社会保険などからも支援金が拠出されるとの答弁があった。

②4月1日から施行されているが、町民の方への周知はとの質疑に、7月広報にて掲載し、また、7月送付の納税通知書にてお知らせする予定であるとの答弁があった。

③子ども・子育て支援納付金が充てられる事業はとの質疑に、こども家庭庁の事業であるが、児童手当の拡充、出産に係る支援、育児期間中の支援などに充てられるとの答弁があった。

④18歳以上均等割額が新たに追加された意図はとの質疑に、18歳未満の負担分を18歳以上の被保険者で負担するものとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により承認すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（首藤佳隆） 以上で福祉文教常任委員会委員長山本順久議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、承認第3号は委員長の報告のとおり承認され

ました。

~~~~~

**日程第6 承認第4号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて）**

○議長（首藤佳隆） 日程第6、承認第4号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 承認第4号専決処分したものにつき承認を求めることについて説明を申し上げます。

本件は、固定資産評価員の選任について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものにつき議会の承認を求めるものであります。

現在、当町の固定資産評価員は、太子町固定資産評価員規則第2条第2項の規定により、総務部税務課長を充てることとしております。

令和8年4月1日付の人事異動に伴い、後任の中井税務課長を固定資産評価員として選任したものであります。令和8年度の固定資産税の課税におきまして早急に選任する必要があり専決とさせていただきましたが、慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

お諮りします。

承認第4号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後1時26分）

（再開 午後1時26分）

○副議長（堀 卓史） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告を申し上げます。

ただいま首藤佳隆議長から、議長の職を辞任したい旨、辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（堀 卓史） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第3 議長辞職の件

○副議長（堀 卓史） 追加日程第3、議長辞職の件を議題とします。

お諮りします。

首藤佳隆議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（堀 卓史） 異議なしと認めます。したがって、首藤佳隆議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午後1時27分）

（再開 午後1時28分）

○副議長（堀 卓史） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長の辞職を許可された首藤佳隆議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

首藤佳隆議員、演壇へどうぞ。

○首藤佳隆議員 昨年5月2日付で議長の職を拝命させていただき、2年任期の半分か過ぎ、あと1年の任期を残しているところではございますが、一身上の都合で本日付をもちまして議長の職を辞することになりました。

この1年の間、各議員の皆様、当局の皆様におかれては、御支援、御協力をいただいたことに感謝申し上げます。

今後は一議員として、和のまち太子町のため、そして住民の福祉の向上のために、さらなる研さんに努めてまいりたいと思っております。

この1年間、本当にありがとうございました。

○副議長（堀 卓史） 首藤佳隆議員の挨拶は終わりました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（堀 卓史） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

### 追加日程第4 議長の選挙

○副議長（堀 卓史） 追加日程第4、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（堀 卓史） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（堀 卓史） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に清原良典議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました清原良典議員を議長の当選人と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（堀 卓史） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました清原良典議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました清原良典議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

清原良典議長、御挨拶をお願いします。演壇へどうぞ。

○議長（清原良典） 御紹介をいただきました清原でございます。議長就任に当たり一言御挨拶を申し上げます。

このたび議員各位の御推挙をいただきまして、議長の重責を務めさせていただくことになりました。心より御礼を申し上げます。今後、議員の皆さんと共に努力、研さんを重ね続けてまいりたいと考えております。

令和8年、我々議員に課せられた役割と責任は多大です。今後、皆様と一致団結し、町民の負託に応えてまいりたいと考える次第です。当局の皆さん、議員各位におかれましては、今後とも格段の御理解と御協力をお願い申し上げ、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（堀 卓史） 清原良典議長の挨拶は終わりました。

清原良典議長、議長席にお着きください。

暫時休憩します。

（休憩 午後1時34分）

（再開 午後1時35分）

○議長（清原良典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

ただいま堀卓史副議長から、副議長の職を辞任したい旨、辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第5 副議長辞職の件

○議長（清原良典） 追加日程第5、副議長辞職の件を議題とします。

お諮りします。

堀卓史議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、堀卓史議員の副議長の辞職を許可する

ことに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時36分)

(再開 午後 1 時36分)

○議長(清原良典) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の辞職を許可された堀卓史議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

堀卓史議員、演壇へどうぞ。

○堀 卓史議員 一身上の都合により副議長の職を辞任したいと思っております。

この1年、皆様に御協力いただき議会運営並びに議会活動をやってきました。どうもありがとうございました。残り任期1年あるんですけども、それはまた太子町のために一議員として頑張ってきましたので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長(清原良典) 堀卓史議員の挨拶は終わりました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清原良典) 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第6 副議長の選挙

○議長(清原良典) 追加日程第6、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清原良典) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清原良典) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に松浦崇志議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました松浦崇志議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清原良典) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました松浦崇志議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました松浦崇志議員が議場におられますので、本席より会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

松浦崇志副議長、御挨拶をお願いします。演壇へどうぞ。

**○副議長（松浦崇志）** ただいま議員各位の御推挙によりまして副議長職を拝命いたしました松浦でございます。

あまりにも突然のタイミングでありましたので、当初はお引き受けをするか迷ったところでございますけれども、お役目を引き受けると自分自身で決めた以上は、残り任期の１年間、全力で職責を全うしてまいりたいというふうに思います。

さて、このたびは首藤議長、堀副議長の任期途中での突然の辞職によって全く予期せぬタイミングで正副議長の選出が行われているということに触れておく必要がございます。

議会の申合せでは、正副議長の任期は２年と定められております。本来であれば、どんな事情があっても、自らの意思で役職に就かれたのであれば任期を全うすることが責任であると思います。途中でその職を投げ出す、しかも議長と副議長が２人同時に辞職するということは極めて異例であり、町議会にとってもゆゆしき事態であると言わざるを得ません。

４月２７日の全員協議会におきまして辞職の意向を表明された際には、２つの理由を説明されました。１点目は健康上の理由、２点目は、もうこれ以上は議長職と自治会長職の兼務が難しいという理由でした。健康上の理由は致し方ない部分はございますけれども、議長と自治会長職の兼務については、議長就任前から体力的にも道義的にも難しいということを理解された上で引き受けられたものと承知をしております。ですから、このたびの辞職理由に正当性が認められるのか、また、町民への説明責任をどのように果たしていくのか、議会に対する町民からの信頼は失墜するのではないかとといった懸念があることなど、議会としても大きな責任が問われる事案であると認識をしております。あくまで今回のケースは誰か一個人を責めるということを意図したものではなく、議会全体のガバナンスの問題を指摘しているということを申し添えます。これまで議会内におけるルールづくりがなされず、あるいは黙認されてきたようなケースが散見されてきております。議会改革の本質は議員の意識改革であります。町民から信頼される議会として機能するには、まずは自らを律することが肝要です。その意味におきましても、今回の事案を含め、全議員が反省の上に立って様々なルールの見直しを図っていかなければなりません。同時に、残り１年となった議員任期の中で、これまで課題となっております議会基本条例に挙げられている各項目についての具体的な実施要項等をつくり上げていく作業もやり切らなければなりません。そのような状況にあって、ただいま大変重責のあります副議長職をお預かりさせていただきました。議会全体の調和を図りながら、清原議長とともに全力で議会運営に取り組んでまいりたいと思いますので、皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。１年間どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（清原良典）** 松浦崇志副議長の挨拶は終わりました。

お諮りします。

議長、副議長の選挙に伴い、議席の変更を日程に追加し、追加日程第７として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（清原良典）** 異議なしと認めます。したがって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第７として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第７ 議席の変更

○議長（清原良典） 追加日程第７、議席の変更を議題とします。

会議規則第４条第３項の規定により、議長において議席の変更を行います。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○**議会事務局長（田中秀彦）** それでは議席の変更について読み上げさせていただきます。

議席番号5番松浦崇志議員を13番へ、議席番号6番出原賢治議員を5番へ、議席番号7番森田哲夫議員を6番へ、議席番号8番玉田正典議員を7番へ、議席番号9番中薮清志議員を8番へ、議席番号11番清原良典議員を14番へ、議席番号13番中島貞次議員を12番へ、議席番号14番堀卓史議員を9番へ、議席番号15番首藤佳隆議員を11番へ。

以上でございます。

○**議長（清原良典）** ただいま朗読したとおり、議席の変更をします。

ただいま決定しました議席には、次の議会よりお着き願います。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後1時46分）

（再開 午後1時47分）

○**副議長（松浦崇志）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま議長より常任委員を辞任したいとの申出がありましたので、議長の常任委員の辞任を日程に追加し、追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**副議長（松浦崇志）** 異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員の辞任を日程に追加し、追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第8 議長の常任委員の辞任

○**副議長（松浦崇志）** 追加日程第8、議長の常任委員の辞任を議題とします。

清原良典議長から、議長就任によって常任委員会を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。

本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**副議長（松浦崇志）** 異議なしと認めます。したがって、清原良典議長の常任委員辞任を許可することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後1時48分）

（再開 午後1時49分）

○**議長（清原良典）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議長の常任委員の辞任に伴い、常任委員の選任を日程に追加し、追加日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（清原良典）** 異議なしと認めます。したがって、常任委員の選任を日程に追加し、追加日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第9 常任委員の選任

○**議長（清原良典）** 追加日程第9、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、欠員となっておりまして総務経済建設常任委員会委員に首藤佳隆議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、欠員となっておりまして総務経済建設常任委員会委員に首藤佳隆議員を選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後1時50分）

（再開 午後1時51分）

○副議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま議長より議会運営委員を辞任したいとの申出がありましたので、議長の議会運営委員の辞任を日程に追加し、追加日程第10として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、議長の議会運営委員の辞任を日程に追加し、追加日程第10として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第10 議長の議会運営委員の辞任

○副議長（松浦崇志） 追加日程第10、議長の議会運営委員の辞任を議題とします。

清原良典議長から議長就任によって議会運営委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。

本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、清原良典議長の議会運営委員辞任を許可することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後1時52分）

（再開 午後1時53分）

○議長（清原良典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま堀卓史議員より議会運営委員を辞任したいとの申出がありましたので、議会運営委員の辞任を日程に追加し、追加日程第11として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の辞任を日程に追加し、追加日程第11として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第11 議会運営委員の辞任

○議長（清原良典） 追加日程第11、議会運営委員の辞任を議題とします。

堀卓史議員から、一身上の都合により議会運営委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。

本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、堀卓史議員の議会運営委員辞任を許可することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後 1 時54分）

（再開 午後 1 時54分）

○議長（清原良典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議長及び堀卓史議員の議会運営委員の辞任に伴い、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第12として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第12として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第 1 2 議会運営委員の選任

○議長（清原良典） 追加日程第12、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、ただいま欠員となりました議会運営委員会委員に松浦崇志議員、出原賢治議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、ただいま欠員となりました議会運営委員会委員に松浦崇志議員、出原賢治議員を選任することに決定しました。

次に、議長の議会運営委員の辞任により、議会運営委員会の委員長が不在となりました。議会運営委員会の委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により委員間において互選することになっていますので、休憩中に互選をお願いします。

暫時休憩します。

（休憩 午後 1 時56分）

（再開 午後 1 時57分）

○議長（清原良典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議会運営委員会の委員長が決まりましたので御報告します。

委員長に出原賢治議員が委員会で互選されました。

以上で報告は終わります。

お諮りします。

常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第13として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第13として直ちに議題にすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第 1 3 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（清原良典） 追加日程第13、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

常任委員会等の所管事務において、委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

令和8年第3回太子町議会臨時会（第521回町議会）を閉会します。

（閉会 午後1時59分）

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長（清原良典） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の格別の御精励を賜りまして、専決処分の承認、議会組織の改選等、滞りなく議了することができましたことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。ここに謹んで議員各位の御精励と御協力に対しまして、衷心より敬意と謝意を表する次第でございます。

しばらくすれば風清らかな初夏の時期となってまいりますが、議員各位におかれましてはこの上とも健康に留意されまして、町政伸展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和8年第3回太子町議会臨時会（第521回町議会）が閉会されるに当たりまして挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきまして、専決処分しました条例及び人事案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に議決いただきましたこと、深く感謝を申し上げます。また、審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力をしております。

なお、今期で退任をされます首藤議長、堀副議長におかれましては、この1年間大変お世話になり、本当にありがとうございました。

これから日ごとに暑さが増す季節となりますが、議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、臨時町議会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

（新）太子町議会議長 清 原 良 典

(旧) 太子町議会議長 首 藤 佳 隆

(旧) 太子町議会副議長 堀 卓 史

署名 議員 中 島 貞 次

署名 議員 堀 卓 史